

徳島県DV被害者自立支援サポート事業補助金Q&A

Q 1 どのような民間団体が補助の対象になりますか？

A 1 補助団体は、県内を主な拠点として活動しているDV被害者の保護及び相談活動を行っているNPO法人やDV被害者自立支援グループ等（以下「DV被害者自立支援団体」という。）の団体です。法人格の有無は問いませんが、事業を開始しようとした時点（申請日）において、過去1年以上の活動実績を有している事が必要です。

Q 2 DV被害者自立支援団体が現在、実施している事業は対象になりますか？

A 2 既存のDV被害者自立支援団体の活動が充実したり、新たなDV被害者自立支援に向けた活動が追加される場合は補助の対象となります。

Q 3 DV被害者自立支援団体の構成員に対する謝礼は、補助の対象になりますか？

A 3 DV被害者自立支援団体の構成員が受取人となる謝礼は補助の対象となりません。DV被害者自立支援団体の構成員が同行支援を行った場合の交通費（実費）・駐車場代など事業を実施する上で必要な経費は、補助の対象となります。構成員を確認するために、団体の会員名簿等の提出をお願いする場合があります。

Q 4 交付申請書の氏名欄に、DV被害者自立支援活動時に使用している氏名（通名）を記入してもいいでしょうか？

A 4 交付申請書の氏名欄は、必ず本名を記入してください。また、本名の次に、かつて付きでDV被害者自立支援団体活動時の氏名（通名）を記入してください。
本名は、補助金を交付する振込口座名義と同じになるようにしてください。
例えば、交付申請書欄には、「自立支援団体代表徳島太郎（通名：吉野川三郎）」と記入した場合、補助金請求書の口座振込先「口座名義」欄は、「ジリツシエンダントタイダイヒョウトクシマタロウ」となるようにしてください。
申請を通名で行った場合は、補助金の交付を行わない場合があります。

Q 5 被害者の離婚調停や保護命令の申立費用、医療費は補助対象になりますか？

A 5 申立などの事務手続きに必要な費用や医療費は、補助の対象なりません。

Q 6 昼食などの飲食代は、補助対象となりますか？

A 6 原則として、飲食代は補助の対象となりません。しかし、事業を実施する上で、必要な場合は補助対象となります。

例えば、牟岐少年自然の家を利用した野外炊飯などを行う場合の施設利用料や調理体験を行う場合の体験料は補助の対象となります。但し、一人一食につき1,000円程度を目安にしてください。

参加者に提供するおやつ代、親睦会費（アルコール代等）や講師の飲食代（弁当・飲み物代）等は、補助の対象となります。

ステップハウス等へ受け入れたDV被害者等に対し、食材や調味料、軽食などを提供した場合も補助の対象となります。

Q 7 心のケア・グループワーク事業は、DV被害者に対するグループワークを開催すれば、補助の対象となりますか？

A 7 DV被害者とその同伴する児童が一緒に参加したり、それぞれに必要な支援を行うためのグループワークが補助の対象となります。

但し、4回以上開催するグループワークの内、2回以上は親子が一緒に参加できるようにしてください。

Q 8 親子交流セラピー事業の専門的なカウンセリングとはどのような意味ですか？

A 8 被害者の抱える問題・悩み等に対し、専門的な知識や技術を用いて行う相談援助が行える臨床心理士やDV被害者からの電話や面接相談を行っている相談員などの専門家や医師などが、DV被害者等の心理的なケアを行うための個人カウンセリングやグループカウンセリング（ワークショップ）等のことです。この事業では、参加している全てのDV被害者に対し、必ず「専門的なカウンセリング」を行ってください。

Q 9 体験活動とは、どのような活動をいうのですか？

A 9 農業・漁業体験（釣りや炭焼き、ひじき・番茶づくり、稲刈り、野菜収穫など）
文化芸術体験（藍染めや阿波和紙づくり、大谷焼作陶、阿波人形浄瑠璃鑑賞など）
調理体験（徳島丼や和三盆糖つくりなど）
スポーツ体験（バレーボール、ドッヂボール、海水浴、スポーツ観戦など）
自然体験（キャンプ、トレッキング、どんぐり拾い、天体観測など）
社会体験（水族館や博物館、工場の見学など）
など、活動を通じ、親子間のふれあいや、被害者同士の交流・情報交換を通じて、被害者やその同伴する児童の心身の健康を図ることができる活動のことです。

Q 1 0 安全対策の強化を行うため、監視カメラの設置費やセキュリティーシステムを導入するための工事費用は補助の対象となりますか？

A 1 0 機器の設置費や工事費用を含め、リース代等として支払うことができる場合は、補助の対象となります。

Q 1 1 ステップハウスの間取りを変更しようと思いますが、補助の対象となりますか。

A 1 1 施設整備（建物を建設したり改修したりすること）を目的とするものは、補助の対象としていません。間取りの変更は、建物の改修に当たりますので、補助の対象とはなりません。

Q 1 2 補助対象経費を口座振替払やクレジットカードを利用して支払っても、補助の対象となりますか。

A 1 2 口座振替払は、原則として、申請者と同じ名義の預貯金口座を利用して下さい。例えば、申請者が「自立支援団体代表徳島太郎」の場合、口座振替払を行う「口座名義」は、「ジリツシエンダンタイダイヒョウトクシマタロウ」としてください。

また、その場合、納品書や請求書の原本の提出をお願いする場合があります。特に、理由があり、申請者と同じ名義の預貯金口座以外の口座から、口座振替払いを行う必要がある場合は、申請時に申し出てください。
クレジットカードを利用した支払いは、補助の対象と認めません。

Q 1 3 補助金の支払いは、いつになりますか？

A 1 3 補助事業の完了後30日以内または令和6年3月末日のいずれか早い期日までに、実績報告書の提出をしてください。実績報告書を検査した後、補助金の額を確定して、文書で通知します。額の確定の通知文書を受領後、請求書を提出してください。精算払いでお支払いします。

※ ステップハウス等運営事業の完了は、令和6年3月末日になります。